

平成 30 年 6 月 29 日

平成 30 年度独立行政法人自動車技術総合機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人自動車技術総合機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 30 年度独立行政法人自動車技術総合機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 独立行政法人自動車技術総合機構(以下、「機構」という。)における平成 29 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 350 件、契約金額は約 73.1 億円である。その内訳は、競争性のある契約が 284 件(81.1%)、約 64.6 億円(88.3%)、競争性のない契約が 66 件(18.9%)、約 8.6 億円(11.7%)となっている。

平成 28 年度と比較して、競争性のない随意契約の金額が増加しているが、国土交通省石川運輸支局の移転に伴う、機構石川事務所新営工事委託に係る費用が増加(平成 28 年度約 1.6 億円→平成 29 年度約 4.8 億円(約 3.2 億円増))したことが主な要因である。

表 1 平成 29 年度の機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 28 年度		平成 29 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	308 (82.4%)	62.8 (92.1%)	283 (80.9%)	64.5 (88.1%)	△25 (△8.1%)	1.7 (2.7%)
企画競争・公募	0 (0%)	0 (0%)	1 (0.3%)	0.1 (0.1%)	1 (100%)	0.1 (100%)
競争性のある契約(小計)	308 (82.4%)	62.8 (92.1%)	284 (81.1%)	64.6 (88.3%)	△24 (△7.8%)	1.8 (2.9%)
競争性のない随意契約	66 (17.6%)	5.4 (7.9%)	66 (18.9%)	8.6 (11.7%)	0 (0%)	3.2 (59.3%)
合計	374 (100%)	68.2 (100%)	350 (100%)	73.1 (100%)	△24 (△6.4%)	5.1 (7.4%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の( )書きは、平成 29 年度の対平成 28 年度伸率である。

(2) 機構における平成 29 年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 158 件(62.9%)、契約金額は約 18.6 億円(44.7%)である。

平成 28 年度と比較して、一者応札・応募による契約件数の割合が小さくなっている(14.6%の減)が、主に審査上屋の改修等工事に関する調達において、件数が減少(平成 28 年度 13 件→平成 29 年度 3 件)したことが主な要因である。

表 2 平成 29 年度の機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 28 年度	平成 29 年度	比較増△減
2者以上	件数	95(33.9%)	93(37.1%)	△2 (△2.1%)
	金額	13.2(41.8%)	23.0(55.3%)	9.8 (74.2%)
1者以下	件数	185(66.1%)	158(62.9%)	△27(△14.6%)
	金額	18.4(58.2%)	18.6(44.7%)	0.2 (1.1%)
合計	件数	280(100%)	251(100%)	△29(△10.4%)
	金額	31.6(100%)	41.6(100%)	10.0 (31.6%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の( )書きは、平成 29 年度の対平成 28 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、審査上屋における改修等工事関係の分野及び共同調達について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 審査上屋における改修等工事に関する調達

平成 29 年度については、前年度に対して一者応札割合が減少した。平成 30 年度においても、引き続き新たな事業者の参画を促進するため、入札情報を機構のホームページの他、業界誌への掲載依頼を行う等あらゆる周知ツールを活用し改善を図る。

【競争契約に占める一者応札割合】

### (2) 共同調達の拡大

平成 29 年度については、交通安全環境研究所に隣接する研究機関と共同して、新たに電子複写機の賃貸借及び保守に関する共同調達を実施したほか、引き続き、コピー用紙の購入や電気設備の保守業務に関する共同調達を実施し、事務処理の効率化を図った。平成 30 年度においても、引き続き共同調達を実施するとともに、他の契約についても共同調達の拡大を検討する。

【共同調達の実施件数】

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に機構本部内に設置された新規随意契約検証チーム(総括責任者:総務担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

#### 4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

#### 5. 推進体制

##### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会(新規随意契約検証チームを兼ねる)により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総務担当理事
副総括責任者	研究所長
メンバー	総務部長、総務部次長、総務部参事役、会計課長、会計課長補佐 会計課契約第一係長、会計課契約第二係長、施設課長

##### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、2ヵ年度連続の一者応札・応募案件や特命随契等に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

#### 6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。